

多子世帯応援ショップ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、3人以上の子供を持ちたいという希望が実現できるよう、社会全体で多子世帯を応援する気運醸成を図ることを目的とする多子世帯応援ショップ事業を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 応援ショップ事業

対象世帯が協賛店舗等において、割引などの特典を受けることができる多子世帯応援ショップ事業をいう。

(2) 対象世帯

3人以上の子供がいる家族を対象とし、子供の年齢要件は協賛店舗等が任意に定めることができるものとする。

(3) 協賛店舗等

応援ショップ事業に協賛し、対象者に特典を提供する店舗、施設、企業等をいう。

(4) 協賛ステッカー

協賛店舗等である旨を表示するための多子世帯応援ショップ協賛ステッカー(様式第1号)をいう。

(5) 特典

協賛店舗等が任意に定めた割引などのサービスをいう。

(県の責務)

第3条 県は、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 協賛ポスター及び協賛ステッカーを作成すること。

(2) ホームページ等を通じて、応援ショップ事業についての情報提供を行うこと。

(3) 店舗、施設、企業等に対し、応援ショップ事業への協賛を依頼すること。

(4) その他応援ショップ事業を推進するために必要なことを行うこと。

(協賛の手続き等)

第4条 応援ショップ事業に協賛しようとする者は、様式第2号による協賛申込書により、県に協賛を申し込むものとする。複数の店舗等を営む者にあつては、事前に県に相談の上、まとめて申し込むことができるものとする。

2 県は、前項の規定による申込みを受けたときには、内容を確認の上ホームページで公表するものとする。

3 協賛店舗等を営む者は、第1項の協賛申込書の内容を変更しようとするとき又は協賛を廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第3号による変更・廃止届

により、県に届け出るものとする。

- 4 特典内容が違法な場合等には、県は協賛申込みを拒否あるいは取り消すことができる。
- 5 協賛店舗等は、協賛ステッカーの取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。
 - (1) 提供する特典の内容を協賛ステッカーの所定の位置に記載し、協賛店舗等の見やすい位置に掲示すること。
 - (2) 特典の内容を変更するときは、変更の日以後、速やかに協賛ステッカーの記載を変更すること。
 - (3) 協賛を廃止するときは、廃止の日以後、協賛ステッカーを掲示してはならないこと。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月7日から施行する。

様式第1号

多子世帯応援ショップ協賛ステッカー



3人以上のお子さんがある家庭を応援します！

多子世帯応援ショップ



協賛店検索

●ご利用いただける世帯

●特典

サービスは、協賛店のご厚意により提供されています。
お問い合わせは埼玉県少子政策課まで (TEL:048-830-3343)

210.0 mm

148.0 mm

※ステッカーの4角は、丸くカットされたものとする。

市・町・村 子育て支援担当課あて
(埼玉県福祉部少子政策課あて)

年 月 日

【お申込みいただく事業にチェックしてください】

パパ・ママ応援ショップ 多子世帯応援ショップ の協賛店舗・協賛施設として申し込みます。

パパ・ママ応援ショップ 「18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子」または「妊娠中の方」及びその御家族	
パパ・ママ応援ショップの割引等の特典内容	
【特典内容の例】「毎月〇日(第〇曜日)はポイント2倍(〇%割引)」「小学生以下のお子様にソフトドリンク1杯無料サービス」など	

多子世帯応援ショップ 子供が3人以上いる世帯	
多子世帯応援ショップの割引等の特典内容	パパ・ママ応援ショップ特典との併用 可 ・ 不可
【特典内容の例】「入会金無料」「ローン金利優遇サービス」「住宅基本価格から〇%割引」など	
多子世帯応援ショップの対象世帯の要件	※下記の例を参考に多子世帯の要件(子供の年齢や人数)を記入してください。 【対象世帯の例】「18歳未満の子供が3人以上いる世帯」「第3子以降の子供が高校生以下の世帯」「第3子以降の子供が22歳未満の世帯」など

パパ・ママ/多子世帯 共通項目	
区分	買物 飲食 遊び 教育・習い事 理容・美容 金融 自転車 自動車 住宅 写真 宿泊 公園 公共施設 公共交通機関 その他 ※ いずれかひとつに〇を付けてください。
フリガナ	
店舗、施設、企業の名称(代表者名)	
お店の所在地	〒 市・町・村
お店の電話	- - - - - お店のFAX - - - - -
お店のEメール	
営業時間	
定休日	
ホームページURL	
お店、企業のPRしたい内容	
担当者(公開されません)	社名・所属部署 氏名
	電話 - - - - - FAX - - - - -
	〒 住所 電子メール
備考	※この申込書にご記入いただいた内容は県ホームページ等で公開します。公開を希望しない項目がある場合はこの欄にお書きください。
ポスター・ステッカー送付先	どちらかにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 店舗の所在地 <input type="checkbox"/> 担当者住所

複数店舗分をお申込みいただく場合は、複数店舗用申込フォームをご利用ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/ouen/boshu.html> からダウンロードするか、
 県少子政策課あてメールにてご連絡ください。(県少子政策課 a3320-40@pref.saitama.lg.jp)

多子世帯応援ショップ 協賛内容変更・廃止届

年 月 日

埼玉県福祉部少子政策課 あて

【届出者】

店舗、施設、企業の名称	
(代表者名)	
所在地	
担当者	
電話	

1 協賛内容を以下のとおり変更したいので届け出ます。

(1) 変更の時期 年 月 日

(2) 変更の理由

(3) 変更の内容

変更する項目に○印をつけてください。

変更項目 に●	変更項目	変 更 前	変 更 後
	対象世帯の要件		
	割引等の特典内容		
	店舗、施設、企業の名称		
	電話	— —	— —
	F A X	— —	— —
	電子メール		
	ホームページURL		
	その他 ()		

※ 該当する事項のみ記入してください。
 ※ 特別の事情がない限り、変更・廃止の1か月前までに届け出てください。

2 協賛を廃止したいので届け出ます。

(1) 廃止の時期 年 月 日

(2) 廃止の理由